北杜市民アンケート調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 名称

北杜市民アンケート調査業務委託

２ 業務概要

北杜市民アンケート調査業務実施に際し、市民を対象としたアンケート調査に関する専門知識や実務経験に基づく詳細な分析や判断、効果的な支援技術が必要となることから、業務を委託することで、効率的に調査を実施していくことを目的とします。

業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとします。

３ 履行期間

契約締結日から２０２０年３月１９日まで

４ 業務規模

本業務の上限価格は、２，０２４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

５ 参加資格

本業務に係る提案に参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とします。

1. 平成３１・３２年度北杜市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録していること。
2. 平成２５年４月以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（町、村を除く）が発注した住民アンケート調査（本業務との類似した業務に限る。）について、受注実績を有すること。
3. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。
4. プライバシーマーク付与事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価の認証取得事業者であること。
5. 公告の日から選定結果通知の日までの期間に、本市の指名停止等の処置を受けていない者。
6. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有す者は対象とする。

６ スケジュール

1. 質問提出期限

２０１９年５月７日（火）

1. 質問回答

２０１９年５月１０日（金）

1. 提案書・見積書提出期限

２０１９年５月１７日（金）

1. プレゼンテーション審査

２０１９年５月２１日（火）

※時間、場所等は、対象となる参加事業者に別途通知します。

⑸　 受注候補者決定

２０１９年５月２３日（木）以降

７ 提案書の提出

提案書等の提出は、次のとおりとします。

(1)提出書類

① 提案書（様式１）

② 提案の詳細（任意様式）

別に示した仕様書を参照の上、別表の選定基準の各項目に準じ作成してください。各項目の細分化、項目の追加は認めます。

形式は、Ａ４サイズ、横書き、フォントサイズを１２ポイントとし（図式は除く。）、

２０ページ以内（表紙、目次は除く。）とし、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

③ 工程表（様式２）

④ 会社概要（様式３）

⑤ 業務実績（様式４）

本業務との類似性を重視し、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（町、村を除く）が発注した住民アンケート調査（本業務との類似した業務に限る。）について、合計６件まで記載できるものとします。同一発注者の業務については、主要なものを１件記載するものとします。記載した業務については、それを証する契約書等（仕様書含む）の写しを添付してください。

⑥ プライバシーマークの付与又はＩＳＭＳの認証を受けていることが分かる書類

⑦ 配置予定者調書（様式５）

責任者・主要な担当者について、それぞれ作成してください。業務実績については、

本業務との類似性、担当区分・業務内容との関連性が分かるように記載してください。

記載した業務については、それを証する契約書等（仕様書含む）の写しを添付してく

ださい。

⑧ 価格提案書（様式６）

項目ごとの金額を明示した内訳を作成し、添付してください。

(2) 提出部数

正本１部、副本８部（正本は原本、副本は写し）

(3) 提出方法

持参のみ。

(4) 提出期限

２０１９年５月１７日（金）午後５時まで（土・日・祝を除く。）

(5)受付時間

午前９時から正午まで、及び午後１時から午後５時まで

８ 提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式７）に質問事項を記載し、ＦＡＸ

にて提出してください。

電話や窓口での質問は受け付けません。

なお、送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。

(2) 受付期間

２０１９年５月７日（火）午後５時まで（土・日・祝を除く。）

(3) 質問に対する回答

提出された質問事項を取りまとめの上、参加表明書を提出した全事業者に対し、２０

１９年５月１０日（金）までに北杜市ホームページにより回答する予定です。

この回答は、募集要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加又

は修正とみなします。回答に対する再質問は原則受け付けません。また、募集要領や仕様書、様式の欄外に明記している場合には回答しないことがありますのでご了承ください。

９ プレゼンテーション審査の実施

提出した提案について、審査委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 実施予定日

２０１９年５月２１日（火）

※時間、場所等は、対象となる者に別途通知します。

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は３名以内とします。

原則として代表者、責任者、従業員等とします。

なお、コンサルタント・貴社と業務提携をしている業者は認めません。

⑶ 持ち時間

機器の接続５分、プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分程度を予定しています。

持ち時間は業者数により、変更する場合があります。

⑷ その他

プレゼンテーションは提出した提案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意してください。

１０ 受注候補者の選定

別表「評価基準表」に基づき、総合的に審査し、受注候補者及び次点者を選定します。

なお、提案者が１社の場合については、審査委員会の定める基準点以上であれば、受注候補者として選定し、基準点に満たなかった場合は、受注候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

⑴ 選定基準

別表に定めるとおりです。

⑵ 選定結果の通知

審査委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加事業者すべてに書面で通知

するとともに、市ホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したもの

とします。

１１ 契約の締結

上記１０で選定された者と契約締結の交渉を行います。契約が成立しない場合は、審査委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではありません。契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定します。

１２ 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とします。

⑴ 提出書類が期限内に提出されなかった場合

⑵ 提出書類に虚偽の記載があった場合

⑶ その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

１３ その他

⑴ 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とします。

⑵ 提出された書類等について、受注候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。

⑶ 提出された書類等は、一切返却いたしません。

⑷ 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。

⑸ 提出された書類等については、北杜市情報公開条例（平成１２年条例第３０号）の規定に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。

⑹ 配置予定者調書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得るものとします。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者としてください。

⑺ 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。

● 担当部署

北杜市政策秘書部政策秘書課

〒４０８-０１８８ 北杜市須玉町大豆生田９６１-１

ＴＥＬ：０５５１-４２-１１６１　ＦＡＸ：０５５１-４２-１１２７

※本プロポーザルに関する書類の提出、質問等はすべて上記担当部署で受け付けます。仕様書、各種様式等はすべて北杜市ホームページからダウンロードしてください。

別表

評価基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| №  | 評価項目 | 評価の視点・基準 | 評価点 |
| ① | 業務実績 | 同種業務・類似業務の実績 | 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体（町、村を除く）が発注した住民意識調査の元請としての受注実績があるか。 | １５ |
| 実績の活用 | 同種業務・類似業務実績に基づくノウハウ・経験を本業務にいかせる可能性が高いか。 |
| ② | 業務実施体制 | 配置予定従事者の実績・能力 | 配置予定者が、本業務に関係する実績を有しているか。 | ２０ |
| 実施体制 | 適切なバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。また、住民意識調査に係るノウハウを有しており、手法等が示されているか。 |
| ③ | 業務実施計画 | 工程 | 実現可能な工程及び作業内容が明確に示されているか。 | １５ |
| ④ | 業務に関する提案 | 業務についての見識 | 住民意識調査に関する社会の動向をとらえているか。 | ３０ |
| 業務に対する認識・視点 | 本業務の主旨・目的を理解しているか。また、本業務に対する課題や今後の展望が示されているか。 |
| ⑤ | 事業者評価 | 上記以外の提案 | 上記の他、市にとってより効果的・効率的となる提案や、回収率の向上を図るための提案があるか。 | １０ |
| プレゼンテーション | 提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲と情熱が感じられるか。 |
| ⑥ | 価格提案書 | 提案に対する価格の妥当性 | 点数＝最低見積金額/見積金額×１０※見積金額は税抜で算定し、小数点以下切り捨て | １０ |
| 合　　計 | １００ |